



佐賀県公報

平成18年
6月14日
(水曜日)
第12766号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (四〇七・障害福祉課) 一

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (四〇八・"") 二

○" (四〇九・"") 二

○道路の区域の変更 (四一〇・道路課) 二

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する公示 (商工課) 三

○" (") 三

○国土調査法に基づく地籍調査成果の認証 (土地対策課) 七

○県営伊万里地区土地改良事業計画決定 (農地整備課) 七

○県営西多久地区土地改良事業計画変更決定 (") 七

○県営城西地区土地改良事業の工事完了 (") 八

公安委員会事項

◎佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則 (規則・一二) 八

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成十八年六月十四日

佐賀県知事 古川 康

指定医師名	診療科目	診療場所	指定年月日
松尾 宗明	小児科	佐賀市鍋島五丁目一番一号 佐賀大学医学部附属病院	平成一八・五・九
阿部 雅光	脳神経外科	佐賀市鍋島五丁目一番一号 佐賀大学医学部附属病院	"
成田 修吾	整形外科	三養基郡上峰町大字坊所二七六番地一 三樹病院	"
黨 和夫	外科	嬉野市嬉野町大字下宿丙二四三六番地 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	"
榑崎 史彦	内科	武雄市朝日町大字廿久二〇〇一番地 医療法人榑崎内科	"
清水 隆	耳鼻咽喉科	鳥栖市轟木町一五二三番地六 今村病院	"
鳥越 雄喜	整形外科	伊万里市二里町八谷捌八八番地四 山元記念病院	"
林原 歳久	内科	嬉野市嬉野町大字下宿乙一九一九番地 嬉野温泉病院	"
富崎 真一	外科	西松浦郡有田町立部乙二四八五番地三 有田共立病院	"
野原 薫	小児科	唐津市二夕子一丁目五番一号 唐津赤十字病院	"
黒川 宏亮	整形外科	藤津郡太良町大字多良一五二〇番地一二 町立太良病院	"
馬屋原 晟	内科	三養基郡基山町大字園部二七〇番地一 さやま高尾病院	"
植田 治夫	内科	三養基郡基山町大字園部二七〇番地一 さやま高尾病院	"
吉村 明紀	内科	三養基郡基山町大字園部二七〇番地一 さやま高尾病院	"
円城寺昭人	外科	佐賀市日の出一丁目二〇番一号 独立行政法人国立病院機構佐賀病院	"

吉本 浩	形成外科	佐賀市日の出一丁目二〇番一号 独立行政法人国立病院機構佐賀病院	"
後藤 貴史	内科	佐賀市日の出一丁目二〇番一号 独立行政法人国立病院機構佐賀病院	"
田中 雅博	耳鼻咽喉科	嬉野市塩田町大字馬場下甲一番地 医療法人陽明会樋口病院	"
橋本 峰一	外科	神崎市神崎町田道ケ里二二二六番地一 医療法人社団啓祐会神崎病院	"
為末 敏	外科	神崎市神崎町田道ケ里二二二六番地一 医療法人社団啓祐会神崎病院	"
長嶺 里美	整形外科	三養基郡みやき町大字原古賀七三二四番地 独立行政法人国立病院機構東佐賀病院	"
廣田 康宏	整形外科	嬉野市嬉野町大字下宿丙二四三六番地 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	"
小柳 毅	内科	鳥栖市原町一〇七七番地三 こやなぎ内科循環器科クリニック	"

●佐賀県告示第四百八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（薬局）を次のとおり指定した。

平成十八年六月十四日

佐賀県知事 古川 康

- 一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療
- 二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
有限会社きたはた薬局	唐津市北波多徳須恵二一九八番地二	平成一八・五・一

●佐賀県告示第四百九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定

する指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成十八年六月十四日

佐賀県知事 古川 康

- 一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療
- 二 指定医療機関の名称、担当すべき医療の種類、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	担当すべき医療の種類	所在地	指定年月日
独立行政法人国立病院機構 東佐賀病院	整形外科に関する医療	三養基郡みやき町大字原古賀七三二四番地	平成一八・五・九
やよいがおか鹿毛病院	腎臓に関する医療	鳥栖市弥生が丘二丁目一四三番地	平成一八・六・一

●佐賀県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月十四日から平成十八年七月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	変更前の別	幅員延長
江北芦刈線	区間	メートル
県道	前	後
	小城市芦刈町三王崎字四本松三〇五番一地从先から	小城市芦刈町道免字黒木籠六八二番五地先まで
江北芦刈線	区間	メートル
前	後	延長
小城市芦刈町三王崎字四本松三〇五番一地从先から	小城市芦刈町道免字黒木籠六八二番五地先まで	四六一・〇

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年6月14日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガセクタートライアル鹿島店
鹿島市大字森字水町80番地 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前)

ウイングシティ

(変更後)

メガセクタートライアル鹿島店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び

に法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ウイング

代表取締役 高田茂男

鹿島市大字高津原4015番地 1

(変更後)

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 永田久男

福岡市東区多の津一丁目12番2号

(3) 変更した年月日

平成18年5月24日

2 届出年月日

平成18年5月25日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成18年6月14日から

平成18年10月13日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年6月14日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

上峰サテイ

三養基郡上峰町大字坊所七本谷1551番地の1

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

<p>(変更前)</p> <p>株式会社アケカル九州 代表取締役 井元哲夫 (変更後)</p> <p>株式会社アケカル九州 代表取締役 大塚豊治</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに法人に あつては代表者の氏名 (変更前)</p> <p>① 株式会社アケカル九州 代表取締役 井元哲夫 福岡県福岡市博多区綱場町8番31号</p> <p>② 株式会社三城 代表取締役 多根幹雄 東京都中央区日本橋室二丁目4番2号</p> <p>③ 株式会社千鳥屋フアクトリ 代表取締役 原田光博 福岡県福岡市中央区天神二丁目6番29号</p> <p>④ 株式会社エルゼ 代表取締役 平田好正 福岡県北九州市八幡東区中央三丁目2番20号</p> <p>⑤ 株式会社さかえ屋販売 代表取締役 中野利美 福岡県飯塚市本町11番20号</p> <p>⑥ 株式会社新栄商会 代表取締役 高木郁夫 福岡県福岡市中央区高砂一丁目5番155号</p>	<p>⑦ 株式会社九州タカラゾネ 代表取締役 森山恒昭 福岡県筑後市大字下北島730番地</p> <p>⑧ 株式会社村岡屋 代表取締役 村岡朝子 佐賀県佐賀市駅南本町3番18号</p> <p>⑨ 株式会社北島 代表取締役 香月孝 佐賀県佐賀市白山二丁目2番5号</p> <p>⑩ 筑邦製茶株式会社 代表取締役 田中秀明 福岡県久留米市荒木町藤田200番地</p> <p>⑪ 株式会社アポロサービス 代表取締役 藤井彰敏 福岡県北九州市小倉北区熊本四丁目2番26号</p> <p>⑫ 株式会社山口油屋福太郎 代表取締役 山口毅 福岡県福岡市博多区那珂六丁目27番16号</p> <p>⑬ 株式会社フォルサム 代表取締役 伊藤美男 大阪府大阪市中央区船場中央二丁目2番5号</p> <p>⑭ 株式会社三貴 代表取締役 木村和巨 東京都文京区向丘一丁目16番24号</p> <p>⑮ 有限会社ミゾカミ 代表取締役 溝上一郎 三養基郡上峰町坊所1551番1号</p>
---	---

<p>⑯ 株式会社ナカニシ 代表取締役 中西弘 鳥取県鳥取市富安2番70号</p> <p>⑰ 株式会社ミヤコ 代表取締役 瀧上和敏 福岡県福岡市早良区城西三丁目21番1号</p> <p>⑱ 鶴洋 佐賀県佐賀市呉服元町7番41号</p> <p>⑲ 永池善郎 佐賀県三養基郡上峰町坊所733番地</p> <p>⑳ ダイヤマソノドリ一ス株式会社 代表取締役 藤田勝久 東京都中央区八重洲二丁目7番2号</p> <p>㉑ 有限会社真希商会 代表取締役 江口義樹 佐賀県三養基郡上峰町坊所2495番地</p> <p>㉒ コスモ有限公司 代表取締役 三井光明 福岡県久留米市東町316番地の2</p> <p>㉓ 株式会社エルメ 代表取締役 沼田昌樹 大阪府大阪市中央区瓦町一丁目6番10号</p> <p>㉔ 株式会社モードくるみ 代表取締役 真木公男 福岡県福岡市博多区奈良屋町13番4号</p> <p>㉕ 有限会社デビューカンパニー 代表取締役 原口桂平</p>	<p>佐賀県佐賀市呉服本町6番8号 (変更後)</p> <p>① 株式会社イケカ九州 代表取締役 大塚豊治 福岡県福岡市博多区綱場町8番31号</p> <p>② 株式会社三城 代表取締役 多根幹雄 東京都中央区銀座二丁目7番17号</p> <p>③ 株式会社輝幸 代表取締役 重久忠行 鹿児島県鹿児島市西千石町7番10号</p> <p>④ 株式会社山口油屋福太郎 代表取締役 山口毅 福岡県福岡市南区五十川一丁目1番1号</p> <p>⑤ 株式会社さかえ屋販売 代表取締役 中野利美 福岡県飯塚市平垣432番6号</p> <p>⑥ 株式会社新栄商会 代表取締役 高木都夫 福岡県福岡市中央区高砂一丁目5番155号</p> <p>⑦ 株式会社スエートガーデン 代表取締役 友田雅己 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番1号</p> <p>⑧ 株式会社村岡屋 代表取締役 村岡朝子 佐賀県佐賀市駅南本町3番18号</p> <p>⑨ 株式会社北島</p>
--	--

<p>代表取締役 香月孝 佐賀県佐賀市白山二丁目2番5号</p> <p>⑩ 筑邦製茶株式会社 代表取締役 田中秀明 福岡県久留米市荒木町藤田200番地</p> <p>⑪ 株式会社三貴 代表取締役 木村和巨 東京都文京区向丘一丁目16番24号</p> <p>⑫ 株式会社ナカニシ 代表取締役 中西弘 鳥取県鳥取市富安2番70号</p> <p>⑬ 株式会社大谷 代表取締役 大谷勝彦 新潟県新潟市弁天二丁目3番18号</p> <p>⑭ 株式会社冒險王 代表取締役 堀岡洋行 広島市安佐北区可部四丁目1番10号</p> <p>⑮ 株式会社エルメ・リナーテイル 代表取締役 岡元康歳 大阪府中央区瓦町一丁目6番10号</p> <p>⑯ スナッフス販売株式会社 代表取締役 本田進 千葉県美浜区中瀬二丁目6番地</p> <p>⑰ 株式会社ニチメソノフイニテイ 代表取締役 吉浦研太郎 大阪府箕面市船場東三丁目2番16号</p> <p>⑱ 株式会社コンラッド</p>	<p>代表取締役 柴田直 静岡県静岡市駿河区曲金三丁目7番14号</p> <p>⑲ 株式会社銀座伊勢由 代表取締役 天明義彦 名古屋市中区丸の内一丁目5番5号</p> <p>⑳ 株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号</p> <p>㉑ 株式会社タツミヤ 代表取締役 指田努 東京都八王子市暁町一丁目32番13号</p> <p>㉒ 株式会社谷呉服店 代表取締役 谷重臣 福岡市早良区高取一丁目3番20号</p> <p>㉓ 株式会社ビスク 代表取締役 豊村コツキ 福岡市中央区天神三丁目4番7号</p> <p>㉔ 有限会社ちやーびる 代表取締役 永池善郎 佐賀県三養基郡上峰町坊所733番地</p> <p>㉕ 有限会社ミゾカミ 代表取締役 溝上一郎 佐賀県三養基郡上峰町坊所1551番地1号</p> <p>㉖ 有限会社やまさき 代表取締役 山崎祥弘 長崎県諫早市永昌町42番39号</p> <p>㉗ 有限会社ブリーツ</p>
---	--

<p>代表取締役 池頭浩隆 鹿児島県鹿児島市川上町2721番地4号</p> <p>(3) 変更の年月日 平成18年5月10日</p> <p>2 届出年月日 平成18年5月24日</p> <p>3 関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課 (2) 縦覧期間 平成18年6月14日から 平成18年10月13日まで</p> <p>4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)に到着するように提出してください。</p> <p>国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査(地籍調査)の成果を次のとおり認証した。 平成18年6月14日 佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 調査を行った者の名称 伊万里市</p> <p>2 調査を行った時期 平成16年5月25日から平成18年2月14日まで</p> <p>3 成果の名称</p>	<p>伊万里市の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 伊万里市大川町駒鳴、立川及び山口の各一部</p> <p>5 認証年月日 平成18年6月14日</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(地域水田農業支援緊急整備)伊万里地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。 なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年7月27日までに佐賀県伊万里農林事務所(郵便番号848-0041 伊万里市新天町122番地4)に提出してください。</p> <p>平成18年6月14日 佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(地域水田農業支援緊急整備)伊万里地区の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成18年6月15日から平成18年7月12日まで</p> <p>3 縦覧の場所 伊万里市役所</p> <p>県営土地改良事業(中山間地域総合整備 用排水施設整備、農道整備、農地防災及びほ場整備)西多久地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p>
--	---

なお、利害関係人での土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができません。異議申立書は、平成18年7月27日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成18年6月14日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 用排水施設整備、農道整備、農地防災及びほ場整備）西多久地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年6月15日から平成18年7月12日まで

3 縦覧の場所

多久市役所

平成10年3月18日県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）城西地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年6月14日

佐賀県知事 古川 康

○ 公安委員会事項

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月十四日

佐賀県公安委員会

委員長 檜 垣 南治子

◎佐賀県公安委員会規則第十二号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十号）に規定する事務の項の次に次のように加える。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）に規定する事務	第146条第2項において読み替えて適用する第5条	実地監査の実施に関する公安委員会の定め
---	--------------------------	---------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。